

令和3年第1回総会議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

9 事務局職員

事務局長
局長補佐
農地係長
主 査
主任主事

中 田 憲 人
大 溝 恵 水
福 士 博 幸
櫻 田 一 久
佐々木 孝 二

中田事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので、会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により会長が議長となり、会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和3年第1回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、11番佐藤国雄委員、12番佐山秀夫委員をお願いします。書記には事務局の大溝補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
佐々木主任主事	報告第1号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 令和2年12月受理分は、相続が7件、総面積30,525.73㎡、田が17筆16,115㎡、平畑が14筆12,966㎡、樹園地が3筆1,444.73㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。

佐々木主任主事	報告第2号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 受付番号20番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、2筆合計1,872㎡を賃借人の都合により、令和2年12月4日に合意解約したものです。 受付番号21番は、黒石字建石の田、2,715㎡を賃借人の都合により、令和2年12月7日に合意解約したものです。 受付番号22番は、青山の田、3,837㎡を賃借人の都合により、令和2年12月7日に合意解約したものです。 受付番号23番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、1,383㎡を賃借人の都合により、令和2年12月15日に合意解約したものです。 受付番号24番は、中川字富田の田、1,769㎡を賃借人の都合により、令和2年12月16日に合意解約したものです。 受付番号25番は、浅瀬石字龍ノ口の樹園地、3筆合計5,015㎡を賃借人の都合により、令和2年12月17日に合意解約したものです。 受付番号26番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、5,080㎡を賃借人の都合により、令和2年12月15日に合意解約したものです。 受付番号27番は、上十川字留岡の田、3,033㎡を賃借人の都合により、令和2年12月22日に合意解約したものです。 受付番号28番は、黒石字弥九郎の田、4,237㎡を賃借人の都合により、令和2年12月28日に合意解約したものです。 受付番号29番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、1,936㎡を賃借人の都合により、令和2年12月28日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第3号「買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」を事務局から報告をお願いします。
佐々木主任主事	報告第3号は、買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 受付番号38番は、浅瀬石字村元の畑、160㎡を耕作便利による申請で、令和2年12月8日に許可したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第1号につきましては、3番高橋英子委員の親族が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (高橋英子委員退席) それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事	議案第1号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、所有権移転が6件です。 受付番号37番は、竹鼻字浅田ほかの畑、樹園地、田、7筆合計5,402㎡を同一世帯の親から子へ贈与により取得するものです。 受付番号39番は、飛内北の田、2筆合計4,205㎡を耕作便利のため売買により取得するものです。 受付番号40番は、南中野字オノ木の樹園地、田、3筆合計2,473㎡を経営規模拡大のため売買により取得するものです。 受付番号41番は、赤坂字東池田の田、118㎡を耕作便利のため売買により取得するものです。 受付番号42番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、2筆合計1,703㎡を経営規模拡大のため贈与により取得するものです。 受付番号43番は、追子野木二丁目の畑、262㎡を耕作便利のため売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った4番館野哲雄委員に報告をお願いします。
館野哲雄委員	今回申請があった農地について、去る1月6日、工藤勝彦委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査ならびに現地調査した結果を報告します。 (1)の所有権移転です 受付番号37番は、同一世帯の親から子へ贈与により取得するものです。現況は水稻、りんご、やさい畑で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行わ

		れます。 受付番号39番は、耕作便利のため売買により取得するものです。現況は水稻で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 受付番号40番は、経営規模拡大のため売買により取得するものです。現況は水稻、りんご畑で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 受付番号41番は、耕作便利のため売買により取得するものです。現況は水稻で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 受付番号42番は、経営規模拡大のため贈与により取得するものです。現況はりんご畑で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 受付番号43番は、耕作便利のため売買により取得するものです。現況はやさい畑で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 今回申請があった6件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用には影響ありません。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。 (高橋英子委員指定席に着く) 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長		議案第2号は、農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 14ページをご覧ください。 受付番号2番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、八甲、登記地目、田、現況地目、田、となっております。 面積は、2,519㎡のうち2,95㎡であり、営農型太陽光発電パネル設置用地として、3年間の一時転用により利用したいとのことです。 この場所は、第1種農地ですが、不許可の例外のうち、指定用途に供されるものに該当しますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員から報告があります。

	以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った4番館野哲雄委員に報告をお願いします。
館野哲雄委員	今回4条申請があった土地について、去る1月6日 工藤勝彦委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号2番は、営農型太陽光発電パネル設置用地として利用するものです。場所は、黒石東小学校から東へ約700mに位置しております。 太陽光パネル設置による営農型発電の申請は、今回で3回目の更新となり、発電パネル・発電量については、変更しないとのことです。 営農計画について聞き取りしたところ、主に米の作付けをし、太陽光パネルの下部には、米とみょうがの作付けをするとのことです。 作付けする米の品種は、「まっしぐら」であるとのことです。今年の営農状況においても、パネル間で植えきれないところもありながらも、単収が509kgであり、平均収量623kgに対し、81.7%と8割を超えているとのことで、現状を維持していく、とのことです。 みょうがは、多めに植え付けし、肥培管理をして、平均収量が2割減とならないようにしたいとのことです。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	確認なんですが、太陽光発電パネル216枚に対して、転用面積が2.95㎡というのはどういうことでしょうか。
福 士 係 長	転用申請面積の2.95㎡につきましては、太陽光パネルを設置する基礎部分の面積になります。
佐藤国雄委員	毎年、農業委員も農地パトロールの際に確認しに行っている場所ですよ。報告では、地域の平均的な収量の8割を超えているようですが、収量を8割超にするのは大変難しいと思われます。単収要件は外すべきという、制度改正を求める話も出ているようですが、パネルで太陽光を受けてしまって、下で作物を作るというのは、農家の方はわかると思いますが、そもそも無理だと思います。
福 士 係 長	パネルの下部の農地において、地域の平均的な単収と比較して2割以上減収

	している場合は、営農が適切に継続されていないと判断されるのですが、販売の実績である出荷証明書が提出されておりまして、それを見ますと8割を超えておりますので、提出書類として信用していくということになります。 みょうがについては自家消費でありまして、申請人が努力して肥培管理していくとのことですので、営農の計画として認めていく方向です。
工藤元伸委員	設計に問題があるということはないでしょうか。以前テレビに入っていました、太陽光パネルの下で営農しているのですが、パネルとパネルの間を広くとっていました。そのようにすれば、もっと収量が上がると思われるのですが。
佐山秀夫委員	基礎部分だけが非農地で、その他は農地で耕作しないといけないというのは、制度としても条件が厳しいと思います。 この土地はすべて申請人の所有ですか。他にも農地は所有していますか。
福 士 係 長	転用申請のあった土地は、申請人の所有となっております。他に農地を所有しているかどうかは、現在手元に資料がございませんので、確認しないとわかりません。
議 長	ほかに何か質問ございますか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。 次に議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第3号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 16ページをご覧ください。 受付番号41番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、花巻字村上、登記地目、現況地目ともに、畑となっております。 面積は、2筆合計1,321㎡であり、駐車場及び資材置場用地として取得し、利用したいとのことでした。 この場所は、第2種農地であり、代替地では事業の目的が達成できない場合に該当しますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員から報告があります。

	以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、4番館野哲雄委員に報告をお願いします。
館野哲雄委員	今回5条申請があった土地について、去る1月6日 工藤勝彦委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号41番は、駐車場及び資材置場用地として取得し利用するものです。場所は、東英小学校から北西へ約720mに位置しております。 申請の理由について聞き取りしたところ、申請地は、申請事業者が事業展開した結果、粉塵公害が発生し、営農が困難となった農地として、農地の所有者から県の公害審査会へ申し出されたものです。調停委員会の調停案で農地の買取補償をすることとされたことから、申請に至ったとのことことです。 土地造成については、高低差が出ないように整地し、敷地周辺には、土砂流出しないよう畦畔を整備するとのことことです。 雨水排水については、自然浸透及び隣地の水路に放流するとのことことです。 また、粉塵対策については、十分に行うとのことことです。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周囲の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第4号につきましては、10番東良一委員が審議対象になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また私の親族が、審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたしますので、議長を佐藤孝文職務代理者にお願いします。 (木立康行会長、東良一委員退席)
議 長	議案第4号の審議終了まで議長を務めさせていただきますので、ご協力のほ

		受付番号106番は、小屋敷西ほかの田、8,419㎡を10年間10a当たり20,250円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。 受付番号107番は、浅瀬石字稲村の田、456㎡を10年間10a当たり9,900円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。 受付番号108番は、浅瀬石字稲村の田、4,401㎡を10年間10a当たり10,000円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。 (3)所有権移転です。 受付番号42番は、花巻字葛崎の樹園地、5,894㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号43番は、赤坂字西田の田、2,605㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号44番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、1,444.73㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号45番は、上十川字長谷沢二番田の樹園地、4,564㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号46番は、花巻字村家岸の樹園地ほか、2,908㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号47番は、花巻字葛崎の樹園地、3,629㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号48番は、上十川字大野四番の樹園地、2,597㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長		ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長 (職務代理者)		ご異議がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。それでは、審議が終了いたしましたので、木立会長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。 (木立康行会長、東良一委員指定席に着く)
議 長		佐藤職務代理者、ありがとうございました。 引き続き、協議事項に入ります。 協議事項第1号「農作業標準賃金について」を協議します。 事務局の説明をお願いします。

(職務代理者)	ど、よろしくお願いします。 それでは、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
櫻田主査	議案第4号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙18ページから説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が10件、賃借権設定が11件、所有権移転が7件です。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号20番は、竹鼻字村元ほかの田、5筆合計5,134㎡を10年で再設定するものです。 受付番号21番から29番に関しては、相続未登記農地を農地中間管理事業による5年間の再設定となります。 受付番号21番は、浅瀬石字扇田の田、4,855㎡です。 受付番号22番は、中川字富田の田、5,108㎡です。 受付番号23番は、浅瀬石字扇田の田、5,815㎡です。 受付番号24番は、中川字花岡の田、1,567㎡です。 受付番号25番は、浅瀬石字扇田の田、3,000㎡です。 受付番号26番は、浅瀬石字広田の田、1,537㎡です。 受付番号27番は、浅瀬石字桜田の田、1,773㎡です。 受付番号28番は、浅瀬石字村上ほかの田、3,692㎡です。 受付番号29番は、浅瀬石字川原田の田、2,152㎡です。 (2) 賃借権設定です。 受付番号98番は、二双子字野田ほかの田、13,563㎡を10年間10a当たり13,500円で、再設定するものです。 受付番号99番は、竹鼻字中范の樹園地、2,153㎡を10年間10a当たり1,000円で、再設定するものです。 受付番号100番は、竹鼻字北野田の田、3,325㎡を5年間10a当たり21,000円で、再設定するものです。 受付番号101番は、赤坂字東池田の田、3,226㎡を10年間10a当たり14,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号102番は、三島字宮元の田、4,411㎡を10年間10a当たり7,600円で、再設定するものです。 受付番号103番は、八甲の田、5,895㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号104番は、石名坂字豊岡村下の畑、12,634㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号105番は、馬場尻西の田、6,201㎡を10年間10a当たり27,000円で、再設定するものです。

中田事務局長	協議事項第1号、農作業標準賃金について説明いたします。これは、青森県最低賃金が時間額790円から793円へ改定されたために協議をするものです。 別紙の31ページ、令和3年農作業標準賃金表（案）をご覧ください。標準賃金にあたっては、表の右側にある近隣市町村の賃金を参考にしたほか、耕種ごとに、農業委員のみなさま及び農地所有適格法人から聞き取りしたものを参考にして算定しております。 表の右側の、令和2年の黒石市の標準賃金から変更した箇所のみ説明いたします。令和3年の表の、労賃の果樹畑作の作業全般のところであります。こちらが6,400円から6,500円になりました。農業委員と農地所有適格法人の聞き取りにより変更したものです。 次に、機械作業料金の田植を5,500円から6,000円に変更しました。これにつきましては、近隣の市町村の平均値を参考にしております。 次に、スピードスプレーヤーです。3,000円から5,000円で決めておりましたが、これを5,000円ということにしました。これは、近隣市町村の平均値と農業委員からの聞き取りによるものです。 最後に、小麦刈取のコンバインであります。16,000円から11,000円に変更しました。農地所有適格法人からの聞き取りを基に算定したものです。 以上であります。
議 長	ただいまの協議について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐山秀夫委員	去年、米の値段は下がりましたが、賃金は上がるということになるんですね。
東良一委員	最低標準賃金というのは、サラリーマンの最低賃金ではないのですか。
中田事務局長	県の最低賃金は、県内で働く全ての労働者に適用されることになります。
佐藤国雄委員	いい労働力を求めるためには、ある程度の保障はしないといけないということですね。
議 長	ほかにご意見ありませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	本協議事項について、以上のとおりで決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、協議事項第1号は、協議して決定した内容のとおりといたします。 以上で、令和3年第1回黒石市農業委員会総会を終了いたします。

午前9時40分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。

令和3年1月15日

議長

水 互 康 行



議事録署名者

佐藤 国雄



議事録署名者

佐山 秀夫

